

国民健康保険税条例改正の諮問について

1. 財政 ・ 事業運営方針と国保事業費納付金

1 財政 ・ 事業運営方針

- (1) 愛知県が算定した**国保事業費納付金**を納付できる保険税率を設定する。
⇒国保事業費納付金は毎年度算定されるため、保険税率の検討は毎年度行う。
- (2) 前年度繰越金を使用せず、単年度収支で赤字とならないようにする。
⇒2024(令和6)年度予算は約3.1億円の前年度繰越金を使用しており(単年度収支が約3.1億円の赤字)、
2025(令和7)年度の保険税率は相当分の引き上げが必要となる。
- (3) 一般会計繰入金(法定外)約4,000円のうち、被保険者1人あたり1,000円削減する。
⇒約6,000万円の歳入減(2025年度の被保険者見込数 60,237人 × 1,000円)

2 一宮市の国保事業費納付金(当初予算比)

区 分	国保事業費納付金総額 (A)	被保険者数 (B)	1人当たり 納付金額 (A) / (B)
2025年度	9,788,177,365 円	60,237 人	162,494 円
対前年度比	▲ 567,758,483 円 ▲ 5.5 %	▲ 3,702 人 ▲ 5.8 %	+528 円 + 0.3 %
2024年度	10,355,935,848 円	63,939 人	161,966 円
対前年度比	+152,303,199 円 + 1.5 %	▲ 3,094 人 ▲ 4.6 %	+9,748 円 + 6.4 %

【参考】各市町村の1人当たり納付金額等の県内順位

年齢調整後医療費指数 (全国平均:1)		
順位	市町村	指数
1	東栄町	0.974147446
2	名古屋市	0.971169725
3	清須市	0.964358390
4	豊明市	0.962313702
5	愛西市	0.955202659
6	大府市	0.947467752
7	江南市	0.942103221
8	蟹江町	0.940057402
9	一宮市	0.938209353
10	東海市	0.937672247
11	常滑市	0.937423190
12	みよし市	0.933901664
13	あま市	0.932968202
14	弥富市	0.931742483
15	南知多町	0.927754324
16	蒲郡市	0.927483905
17	瀬戸市	0.924302652
18	津島市	0.923121147
19	県平均	0.922599573
20	稲沢市	0.920763858
21	北名古屋	0.919996643
22	日進市	0.918509299
23	東郷町	0.915852985
24	大山市	0.915337391
25	碧南市	0.915025764
26	大口町	0.914408887
27	東浦町	0.913401418
28	尾張旭市	0.911617157
29	武豊町	0.910315225
30	大治町	0.909137956
31	扶桑町	0.904660962
32	飛島村	0.902347548
33	半田市	0.900755206
34	豊橋市	0.899891088
35	春日井市	0.899858159
36	阿久比町	0.897533843
37	小牧市	0.896407454
38	高浜市	0.895693515
39	長久手市	0.894739196
40	豊川市	0.888707153
41	岡崎市	0.888519239
42	知多市	0.886489990
43	美浜町	0.886438372
44	岩倉市	0.885809863
45	設楽町	0.881329529
46	豊田市	0.877819751
47	幸田町	0.877609482
48	知立市	0.870282704
49	刈谷市	0.870023954
50	西尾市	0.849295311
51	豊山町	0.846498838
52	安城市	0.840784164
53	新城市	0.839153100
54	豊根村	0.824771336
55	田原市	0.811322458

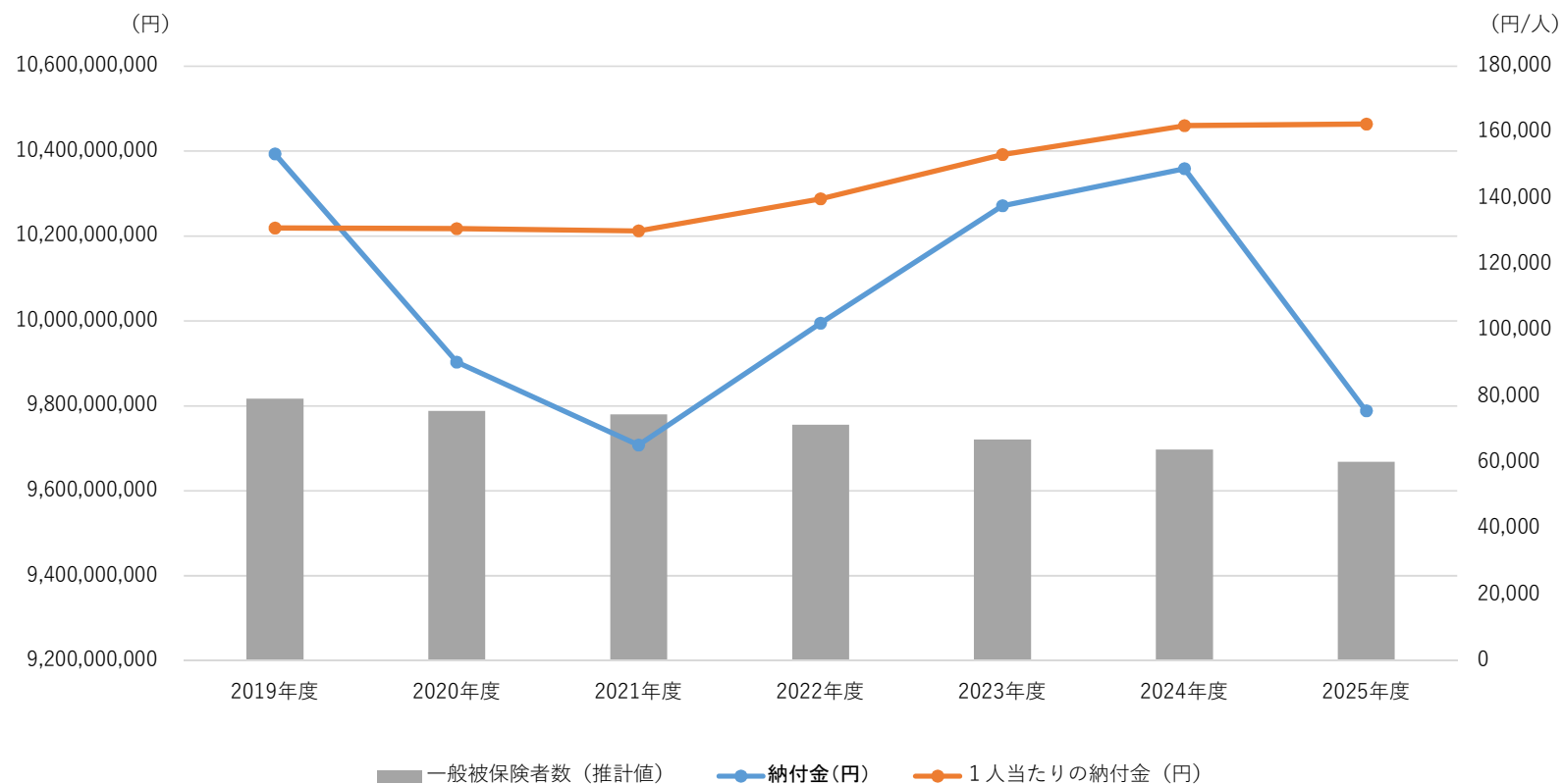
一人当たり所得金額 (医療分) (単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	1,141,713
2	田原市	944,738
3	長久手市	877,706
4	みよし市	869,903
5	刈谷市	856,315
6	南知多町	852,184
7	大府市	840,865
8	安城市	829,934
9	日進市	827,276
10	碧南市	815,279
11	豊田市	809,111
12	西尾市	808,357
13	大口町	796,619
14	豊山町	795,640
15	東海市	787,660
16	幸田町	783,199
17	小牧市	782,030
18	弥富市	775,460
19	知立市	771,122
20	岡崎市	760,227
21	北名古屋	751,150
22	高浜市	749,773
23	清須市	743,590
24	東郷町	743,022
25	豊明市	738,915
26	半田市	735,421
27	尾張旭市	729,793
28	春日井市	723,954
29	県平均	723,233
30	大治町	718,542
31	蒲郡市	717,308
32	知多市	716,477
33	阿久比町	714,859
34	設楽町	714,045
35	蟹江町	709,686
36	愛西市	704,690
37	稲沢市	704,611
38	扶桑町	703,380
39	東浦町	699,455
40	常滑市	695,800
41	あま市	689,649
42	武豊町	689,572
43	美浜町	688,925
44	岩倉市	687,658
45	名古屋	686,916
46	豊根村	684,409
47	一宮市	672,100
48	豊橋市	670,985
49	豊川市	666,096
50	大山市	665,045
51	新城市	660,644
52	江南市	650,415
53	津島市	647,199
54	瀬戸市	621,989
55	東栄町	560,193

一人当たり納付金額(d) (単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	216,746
2	南知多町	185,294
3	みよし市	184,233
4	大府市	183,960
5	長久手市	182,632
6	田原市	182,455
7	日進市	179,235
8	碧南市	176,957
9	刈谷市	176,197
10	東海市	176,185
11	大口町	174,986
12	弥富市	174,343
13	清須市	173,000
14	豊明市	172,624
15	豊田市	171,638
16	安城市	171,191
17	小牧市	171,092
18	北名古屋	169,501
19	西尾市	169,474
20	高浜市	168,683
21	幸田町	168,040
22	愛西市	167,935
23	東郷町	167,861
24	名古屋市	167,411
25	尾張旭市	167,133
26	県平均	167,113
27	蟹江町	166,880
28	岡崎市	166,495
29	知立市	166,303
30	半田市	166,220
31	蒲郡市	166,191
32	豊山町	165,850
33	春日井市	165,447
34	扶桑町	165,173
35	東浦町	164,876
36	常滑市	164,473
37	稲沢市	164,335
38	あま市	163,410
39	大治町	163,145
40	一宮市	162,494
41	阿久比町	162,167
42	武豊町	162,108
43	知多市	161,616
44	江南市	161,272
45	設楽町	159,629
46	大山市	159,502
47	美浜町	158,977
48	岩倉市	158,689
49	津島市	158,211
50	豊橋市	158,109
51	豊川市	157,054
52	瀬戸市	154,329
53	東栄町	151,403
54	新城市	149,926
55	豊根村	147,106

3 一宮市の国保事業費納付金の推移

2025年度 仮算定の1人当たり納付金は、前年度実績と比較して0.3%、489円の増額となり、過去3年より低い伸び率であった。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
納付金(円) ①	10,393,569,704	9,903,029,778	9,707,991,295	9,995,012,823	10,271,455,045	10,358,426,510	9,788,177,365
被保険者数 ②	79,351	75,713	74,608	71,489	67,033	63,939	60,237
1人当たり納付金(円) ①/②	130,982	130,797	130,120	139,812	153,230	162,005	162,494

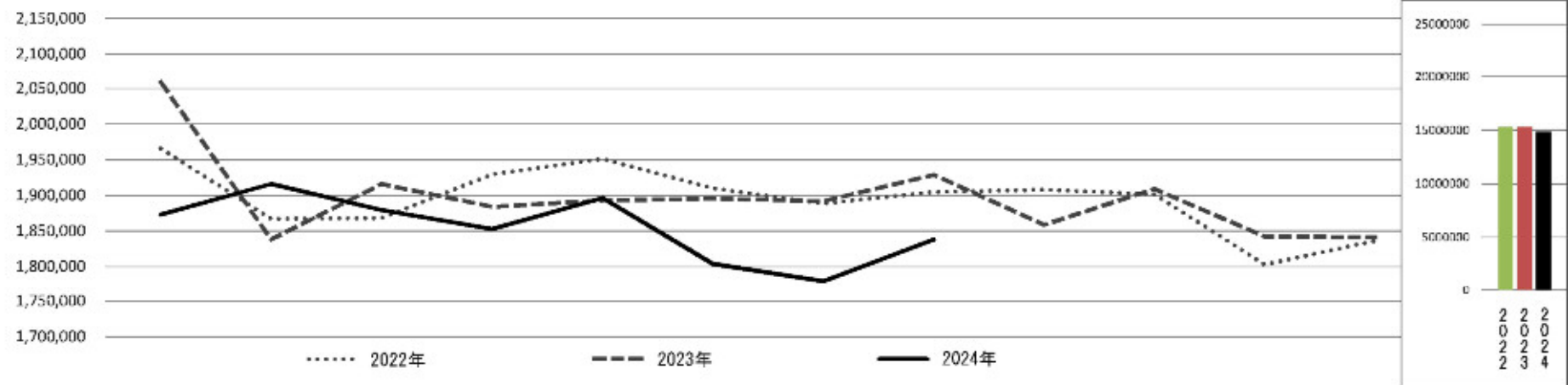


2. 医療費支払額と1人あたり医療費の推移

1 医療費支払額

(千円)

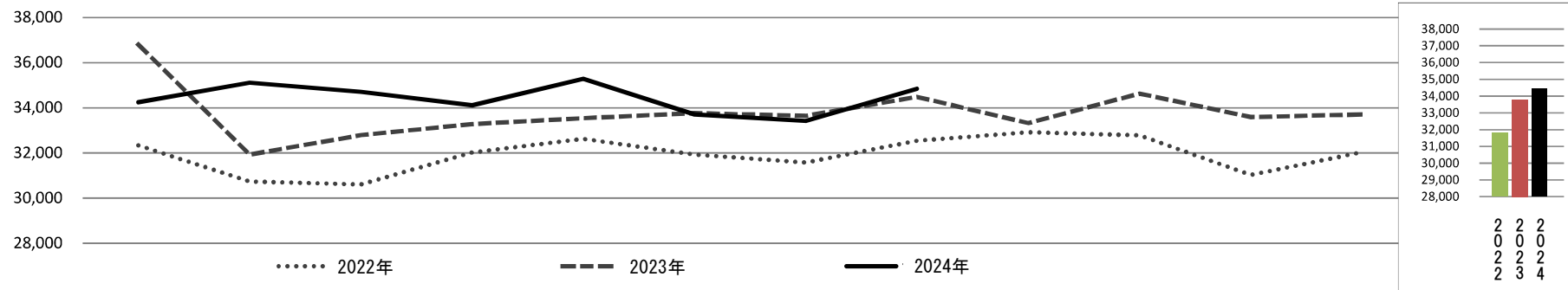
支払月 診療月	5月 3月	6月 4月	7月 5月	8月 6月	9月 7月	10月 8月	11月 9月	12月 10月	1月 11月	2月 12月	3月 1月	4月 2月	当月分までの累計
2022年	1,965,979	1,867,268	1,868,513	1,929,719	1,951,472	1,910,269	1,888,695	1,904,947	1,908,433	1,901,913	1,802,955	1,836,614	15,286,862
2023年	2,058,903	1,838,362	1,915,996	1,884,140	1,892,913	1,896,060	1,891,930	1,928,966	1,858,904	1,909,414	1,842,451	1,841,079	15,307,270
2024年	1,873,253	1,916,316	1,879,262	1,852,998	1,896,549	1,804,234	1,779,580	1,838,157					14,840,349



2 1人あたり医療費

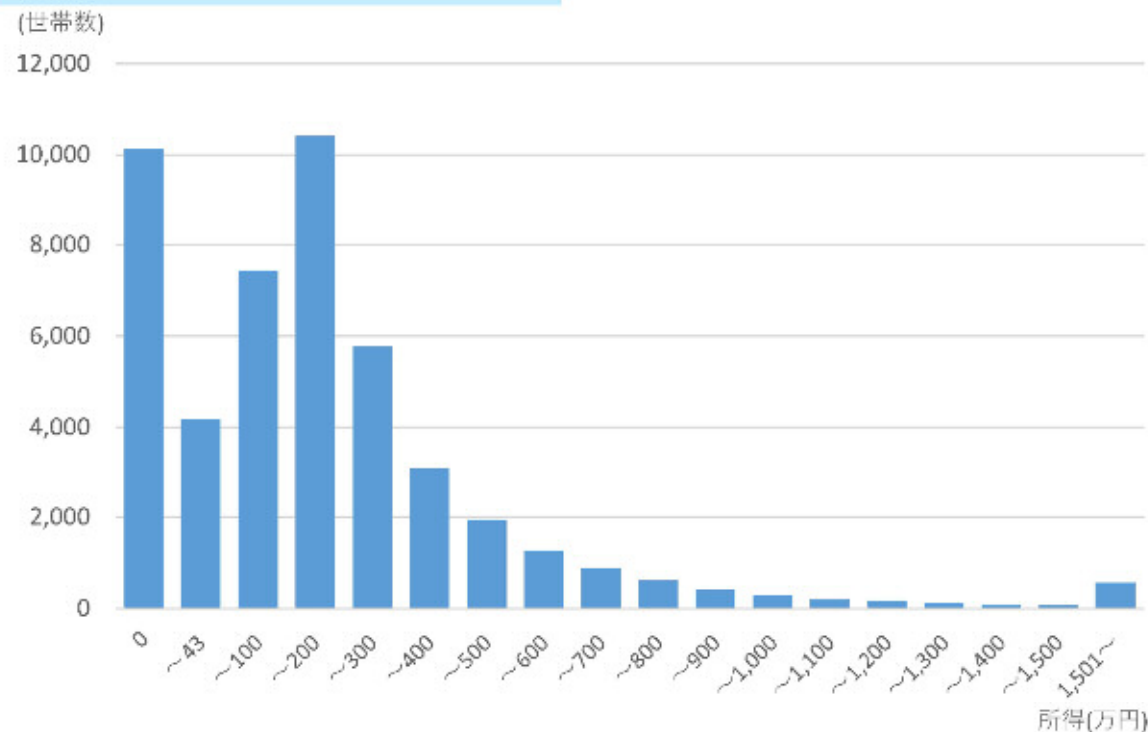
(円)

支払月 診療月	5月 3月	6月 4月	7月 5月	8月 6月	9月 7月	10月 8月	11月 9月	12月 10月	1月 11月	2月 12月	3月 1月	4月 2月	当月分までの平均
2022年	32,331	30,739	30,609	32,029	32,626	31,927	31,574	32,545	32,918	32,781	31,028	32,032	31,798
2023年	36,800	31,932	32,792	33,285	33,540	33,773	33,646	34,487	33,321	34,627	33,589	33,704	33,782
2024年	34,243	35,110	34,716	34,113	35,287	33,702	33,418	34,849					34,430



3. 所得別世帯数と収納率の推移

1 所得別世帯数



所得区分 (円)	世帯数 (世帯)	割合
0	10,141	21.28%
1 ~ 430,000	4,185	8.78%
430,001 ~ 1,000,000	7,441	15.61%
1,000,001 ~ 2,000,000	10,413	21.85%
2,000,001 ~ 3,000,000	5,769	12.11%
3,000,001 ~ 4,000,000	3,068	6.44%
4,000,001 ~ 5,000,000	1,944	4.08%
5,000,001 ~ 6,000,000	1,270	2.66%
6,000,001 ~ 7,000,000	887	1.86%
7,000,001 ~ 8,000,000	615	1.29%
8,000,001 ~ 9,000,000	411	0.86%
9,000,001 ~ 10,000,000	295	0.62%
10,000,001 ~ 11,000,000	201	0.42%
11,000,001 ~ 12,000,000	163	0.34%
12,000,001 ~ 13,000,000	127	0.27%
13,000,001 ~ 14,000,000	86	0.18%
14,000,001 ~ 15,000,000	74	0.16%
15,000,001 ~	565	1.19%
合 計	47,656	100%

2025年1月17日現在

2 保険税 収納率の推移

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
現年課税分	94.52 %	94.21 %	94.06 %
滞納繰越分	25.44 %	25.92 %	23.99 %
全 体	82.33 %	82.58 %	82.46 %

※居所不明分を除いた収納率

4. 2025年度保険税率 【案】

1 2025年度保険税率 【案】

区 分		所得割 (%)	均等割 (1人)	平等割 (1世帯)	賦課限度額	保険税		見込額－必要額
			年額(円)			見込額(千円)	必要額(千円)	(千円)
医 療 分 (基礎課税)	愛知県 標準保険税率	7.92	33,955	22,043	65万円 (66万円)			
	一宮市 現 行	7.90	30,000	19,800		5,279,290	5,541,793	▲ 262,503
	改 正 案 現行対比	7.90 +0.00	33,600 +3,600	21,600 +1,800		5,540,705	5,521,027	+19,678 *1
後期高齢者 支援金分	愛知県 標準保険税率	2.69	11,374	7,384	24万円 (26万円)			
	一宮市 現 行	2.95	9,600	5,400		1,821,588	1,932,834	▲ 111,246
	改 正 案 現行対比	2.95 +0.00	10,800 +1,200	6,600 +1,200		1,930,319	1,924,193	+6,126 *2
介護保険分	愛知県 標準保険税率	2.46	12,483	6,178	17万円			
	一宮市 現 行	2.60	10,800	6,000		691,737	757,222	▲ 65,485
	改 正 案 現行対比	2.60 +0.00	12,600 +1,800	6,600 +600		735,061	753,843	▲ 18,782 *3

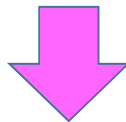
※ 賦課限度額の()は2025年度税制改正大綱に盛り込まれた額。
保険税の見込額は税制改正後の賦課限度額で算定する。

○ 見込額－必要額 (*1～3合計) +7,022 千円

2 2024年度税率と2025年度税率【案】との比較（世帯構成別）

	例 1		例 2		例 3		例 4		例 5		例 6		例 7		例 8		例 9	
	単身世帯		2人世帯		2人世帯		3人世帯		3人世帯		4人世帯		4人世帯		4人世帯		4人世帯	
	Aさん(68歳) 年金収入153万円	Bさん(73歳) 年金収入170万円	Cさん(70歳) 年金収入195万円	Dさん(70歳) 年金収入240万円	Eさん(60歳) 営業所得188万円 (必要経費控除後)		Fさん(35歳) 給与収入290万円	Gさん(50歳) 給与収入400万円		Hさん(45歳) 給与収入480万円	Iさん(45歳) 営業所得650万円 (必要経費控除後)							
			妻(66歳) 年金収入75万円	妻(66歳) 年金収入75万円	妻(55歳) 所得 0円		妻(35歳) 所得 0円 子ども1人【小学生】	妻(45歳) パート 100万円 子ども1人【大学生】 アルバイト 60万円		妻(41歳) 所得0円 子ども2人 【未就学児・小学生】	妻(41歳) 専従者給与240万円 子ども2人 【小中学生】							
世帯の合計所得	43万円	60万円	85万円 (85万+0)	130万円 (130万+0)	188万円 (188万+0)		195万円 (195万+0+0)	326万円 (276万+45万+5万)		340万円 (340万+0+0+0)	810万円 (650万+160万+0+0)							
適用される軽減(※)	7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減			2割軽減			未就学児軽減								
2024(R6)年度(年間)	19,400 円	50,800 円	97,600 円	177,800 円	326,900 円		341,700 円	487,600 円		590,800 円	1,060,000円							
第1期(7月)	2,600 円	6,700 円	12,200 円	22,400 円	41,300 円		42,800円	61,300 円		74,200 円	132,500 円							
第2～8期(8～翌2月)	2,400 円	6,300 円	12,200 円	22,200 円	40,800 円		42,700円	60,900 円		73,800 円	132,500 円							

※ 被保険者数と所得に応じて均等割と平等割が(7割・5割・2割)軽減されます。また、未就学児は均等割のみ5割軽減されます。



	(円)								
2025(R7)年度(年間) 【案】	21,700 円	54,700 円	103,900 円	187,900 円	343,700 円	358,900 円	509,200 円	614,800 円	1,090,000 円
第1期(7月)	2,800 円	7,100 円	13,600 円	24,100 円	43,400 円	45,300 円	64,000 円	77,200 円	136,600 円
第2～8期(8～翌2月)	2,700 円	6,800 円	12,900 円	23,400 円	42,900 円	44,800 円	63,600 円	76,800 円	136,200 円

	(円)								
年間の増加額 <増加率>	2,300 円 <11.9%>	3,900 円 <7.7%>	6,300 円 <6.5%>	10,100 円 <5.7%>	16,800 円 <5.1%>	17,200 円 <5.0%>	21,600 円 <4.4%>	24,000 円 <4.1%>	30,000円 <2.8%>
第1期(7月)	200 円	400 円	1,400 円	1,700 円	2,100 円	2,500 円	2,700 円	3,000 円	4,100 円
第2～8期(8～翌2月)	300 円	500 円	700 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円	2,700 円	3,000 円	3,700 円

3 保険税率の推移

区 分		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025年度【案】
医療分 (基礎課税)	所得割	6.7%	7.55% 0.85% ↑	7.9% 0.35% ↑	→
	均等割(1人)	28,800円	22,800円 6,000円 ↓	30,000円 7,200円 ↑	33,600円 3,600円 ↑
	平等割(1世帯)	24,000円	16,800円 7,200円 ↓	19,800円 3,000円 ↑	21,600円 1,800円 ↑
	賦課限度額	650,000円	→	→	(660,000円)
後期高齢者 支援金分	所得割	2.3%	2.95% 0.65% ↑	→	→
	均等割(1人)	9,600円	8,400円 1,200円 ↓	9,600円 1,200円 ↑	10,800円 1,200円 ↑
	平等割(1世帯)	6,000円	3,600円 2,400円 ↓	5,400円 1,800円 ↑	6,600円 1,200円 ↑
	賦課限度額	200,000円	220,000円	240,000円	(260,000円)
介護保険分	所得割	1.9%	2.4% 0.5% ↑	2.6% 0.2% ↑	→
	均等割(1人)	10,800円	9,600円 1,200円 ↓	10,800円 1,200円 ↑	12,600円 1,800円 ↑
	平等割(1世帯)	6,000円	3,600円 2,400円 ↓	6,000円 2,400円 ↑	6,600円 600円 ↑
	賦課限度額	170,000円	→	→	→
賦課限度額 合計額		1,020,000円	1,040,000円	1,060,000円	(1,090,000円)

・「→」は前年度と同じ ・賦課限度額の()は2025(令和7)年度税制改正大綱に盛り込まれた額

2025年度

一宮市国民健康保険事業計画

一宮市

市民健康部 保険年金課

目次

1	計画の目的.....	1
2	基本方針.....	1
3	国民健康保険事業の現状.....	2
	（1）国民健康保険加入者の状況.....	2
	（2）保険給付費の推移.....	2
	（3）収納率の推移.....	3
	（4）保健事業の状況.....	4
4	主要事業.....	5
5	個別の事業計画.....	5
	（1）収納率の向上対策について.....	5
	（2）資格適用の適正化対策について.....	6
	（3）医療費の適正化対策について.....	6
	（4）保健事業への取り組みについて.....	7
6	その他.....	9
	（1）赤字削減・解消.....	9
	（2）組織体制の強化.....	9

(案)

1 計画の目的

この事業計画は、国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うことを目的とする。

事業計画の策定については、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析し、それらの検討結果を踏まえた重点事項及び目標の設定をするとともに、目標達成のための具体的な実施体制、実施方法及び関連事業との連携等を明確にする。

さらに、事業計画は、各保険者の事業執行の指針となるものであることから、「国民健康保険事業に係る事業計画の策定について(通知)」(平成7年11月27日付 国保第297号)に基づき、毎年度、策定するよう求められているところである。

2 基本方針

市が運営する国保事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、国保事業は制度的に加入者の年齢層が他の被用者保険等と比べて高く、医療費水準が高い。また、被保険者の所得水準を比較すると、所得が低く保険税負担が重いといった、保険者の努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えている。その一方、高齢化の進展や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により、医療費は年々増加傾向にあることから、国保事業の財政運営は極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)が成立し、国の財政支援が拡充することとなった。国民健康保険制度については、2018年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村においては住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の設定、賦課・徴収、保健事業などを行っている。

本計画は、国保事業の安定的な運営を確保するとともに、市民の健康の保持増進を図るため、事業運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

なお、本計画については、第3期 愛知県国民健康保険運営方針(2024年度から2029年度まで)の内容を反映して策定する。

3 国民健康保険事業の現状

(1) 国民健康保険加入者の状況

被保険者数は表 1 のとおり減少傾向にある。

被保険者に占める高齢者の割合は、表 2 のとおり増加傾向であったが、2021 年度より減少傾向に転じている。

表 1 国民健康保険加入状況

年度	全市		国保		加入割合(%)		1世帯当たり 被保数
	世帯	人口	世帯	被保数	世帯	被保数	
2019 (R1)	161,356	385,145	49,594	79,279	30.74	20.58	1.60
2020 (R2)	163,284	384,452	48,856	76,866	29.92	19.99	1.57
2021 (R3)	164,461	382,742	48,279	74,995	29.36	19.59	1.55
2022 (R4)	165,728	380,729	46,522	71,269	28.07	18.72	1.53
2023 (R5)	167,218	378,808	44,366	67,095	26.53	17.71	1.51

2024 年度版 国民健康保険事業概況(2023 年度実績)

表 2 国民健康被保険者の内訳(年度末)

年度	被保険者数	内 前期高齢者 65～74 歳	内 70 歳以上	高齢化率 (%)
2019 (R1)	77,351	33,766	19,641	43.65
2020 (R2)	75,626	33,517	20,513	44.32
2021 (R3)	72,915	32,149	20,168	44.09
2022 (R4)	68,240	29,460	18,422	43.17
2023 (R5)	64,946	27,480	16,982	42.31

事業年報(A表)

(2) 保険給付費の推移

被保険者数は減少傾向にあるが、保険給付費については表 3 のとおり 1 人当たりの負担額が増加傾向にある。

国保事業を安定して運営するためには 1 人当たりの保険給付費を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業の充実・強化等の施策を推進することで引き続き保険給付額の抑制に努める。

(案)

表 3 一般被保険者療養諸費

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
療養諸費額	20,863,838,632	20,036,394,231	20,760,881,224	20,125,464,045	19,995,139,839
平均被保険者数	79,226	76,865	74,995	71,269	67,095
件数	1,415,106	1,286,267	1,343,460	1,315,369	1,266,683
1人当たり負担額	263,346	260,670	276,830	282,387	298,012
1件当たり負担額	14,744	15,577	15,453	15,300	15,785

主要施策成果報告書

(3) 収納率の推移

国保事業においては、保険給付費(歳出)の管理が重要であり、必要な歳出に見合う財源(歳入)を確保することが取り組みの基本となる。

歳入における国民健康保険税の収納状況は、表4のとおりである。収納率の向上に向け、口座振替の推進や納税相談の実施、市税等滞納整理業務の委託(2019年度から)により初期滞納者への徴収強化を行い、県の目標以上を維持している。

しかし、高齢者や低所得者を多く抱える構造的な要因から、国民健康保険税の所得割による税収の増加は期待できず、財源の確保は、依然厳しい状況である。

表 4 調定額及び収納額と収納率

年度	区分	調定額	収納額	収納率		目標収納率※
2019 (R1)	現年度	7,886,848,300	7,359,522,051	93.31	80.18	93.50%
	滞納繰越	1,927,946,876	510,038,593	26.46		
2020 (R2)	現年度	7,622,934,400	7,171,791,656	94.08	81.49	94.00%
	滞納繰越	1,771,412,091	483,439,778	27.29		
2021 (R3)	現年度	7,470,143,900	7,060,504,966	94.52	82.33	94.00%
	滞納繰越	1,600,801,323	407,240,415	25.44		
2022 (R4)	現年度	7,287,683,400	6,865,863,723	94.21	82.58	94.00%
	滞納繰越	1,495,438,736	387,558,009	25.92		
2023 (R5)	現年度	7,186,363,600	6,759,675,457	94.06	82.46	94.00%
	滞納繰越	1,425,936,436	342,032,006	23.99		

※目標収納率：愛知県国民健康保険運営方針に定められた、現年度分の目標収納率
決算資料(被保数と収納率)

(案)

(4) 保健事業の状況

特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導等の保健事業の目的は、糖尿病等に代表される生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を発見し、その対象者に生活習慣の改善を指導することにより、医療費の削減につなげていくことにある。

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定し、受診率、実施率の向上に努める。

表5 健診等の実施状況

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
特定健診 受診率	46.9	44.5	44.9	43.7	43.2
特定保健指導 実施率	14.5	11.9	11.6	9.5	10.3
人間ドック 受診率	81.4	78.9	66.5	58.0	74.5
自己採血検査 実施率	—	—	—	—	83.0

法定報告、人間ドック実施結果報告、自己採血検査事業評価報告

4 主要事業

2025 年度の国保事業については、計画的かつ効率的な運営を目指し、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図るため、事業計画を策定する。その執行にあたっては、現状を十分に把握・分析するとともに、今後の制度改正の動向等を注視しながら、関係機関、庁内関係課との協議、連携を図り推進していく。

- (1) 収納率の向上対策について
- (2) 資格適用の適正化対策について
- (3) 医療費の適正化対策について
- (4) 保健事業への取り組みについて

5 個別の事業計画

(1) 収納率の向上対策について

国民健康保険においては、低所得者や年齢層の高い被保険者が多いことに対し、近年の医療技術の進歩に伴う医療費の増大により、その財政運営は大変厳しいものとなっている。国民健康保険税の納期内納付を促進するとともに、収納を担当している納税課との連携を密にし、一層の収納率向上に取り組む。

① 国民健康保険税の適正賦課

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要である。被保険者等に対して、国民健康保険税の算定方法や納付方法等の理解を深めるためのリーフレット「国保だより」を作成し、納税通知書に同封するなど、納税意識の向上を図る。

② マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う影響

従前は、国民健康保険税に未納がある世帯で、未納額の改善をしない又は納付相談に応じない世帯については、被保険者証の一斉更新の際に、短期間有効の被保険者証（以下「短期証」という。）に切り替えることによって、面談の機会を確保し、継続的に納付相談を行うことで、未納額縮減に努めてきた。しかし、マイナンバーカードと保険証の一体化により、2024 年 12 月 2 日以降、短期間の有効期限設定ができなくなり、短期証更新時の納付相談の機会が失われることになった。

今後は、保険税を滞納している世帯主等に対し、納付の勧奨や納付相談の機会の確保、その他納付に資する取り組みを行ってもなお、事業の休止や病気など保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず保険税を 1 年以上滞納している場合に特別療養費の支給に切替えを検討する等、収納対策の厳正な実施に努める。

(案)

(2) 資格適用の適正化対策について

国保事業を運営する上での基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組む。

① 未適用者の実態把握

未適用者の防止を図るため、国民年金情報や中間サーバー等の登録資格情報を活用し、未適用者把握に努めるとともに、加入・喪失の届出勧奨を促進する。

② 未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、市民税課と協力して適正な所得の把握に努め、所得未申告世帯に対する指導を徹底する。

③ 居所不明被保険者の調査

資格の適正化を図るため、国民健康保険税納税通知書及び資格確認書等の返戻等の情報により、実態調査を計画的に、また、必要に応じ随時実施し、市内に居住していない被保険者の住民基本台帳を職権消除するよう市民課へ働きかける。

これらについては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い把握が容易になることが期待されるが、保険者によって資格情報の登録に要する期間が異なる課題があり、今後の運用について注意していく必要がある。

(3) 医療費の適正化対策について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が増加する中で、財政の健全化・安定化を図るため、医療の実態を把握・点検し、医療費の適正な支出と抑制に取り組む。

① レセプト点検の充実・強化

ア 資格点検の実施

資格点検により過誤扱いとなったレセプトについては、医療機関への返戻を基本とする。このため、他保険加入時の資格喪失届出の必要性を周知するとともに、その届出時における資格確認書等の回収を徹底する。

さらに、さかのぼっての他保険加入又は他市町村転出の届出があった場合には、給付実績の確認を行い、不当利得が円滑で速やかに返還されるよう工夫する。

イ レセプト点検の実施

レセプト点検の強化を図るため、レセプト点検業務に精通した専門の会計年度任用職員を雇用することにより、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、請求点数、給付発生原因などの内容点検を実施する。また、単月点検だけでなく、縦覧点検も随時実施し、財政効果の向上に努める。

(案)

② 医療費適正化対策の推進

ア 医療費通知の実施

被保険者の健康増進及び適正な医療費に対する意識を深め、国保事業の健全な運営に資することを目的として、医療費のお知らせを送付する。

イ 不当利得の回収

被用者保険への加入や他市町村に転出したことなどによる、一宮市国民健康保険の資格喪失後の受診や、自己負担割合の変更及び減額査定などにより、保険給付の不当利得が発生した場合は、対象者に対し請求を行う。

なお、滞納となった不当利得については、速やかに督促をすることとし、一定期間後も納付がされないものについては、文書・電話等により催告をする。

また、本人申出があった場合や請求金額が高額となる場合は、保険者間調整にて不当利得の回収を行う。

こちらについても、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、資格確認の正確性が向上することが期待できる。

ウ 第三者行為による保険給付の求償

第三者行為の適切な求償を行うため、レセプトの傷病名から第三者行為が疑われるものの調査を徹底し、第三者行為の把握に努める。

エ 重複・頻回受診者、重複服薬者の改善指導の実施

重複頻回受診による医療費の増大、重複服薬による健康被害を低減するため、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）から提供される重複等受診者該当リスト及びレセプト点検等により対象者を抽出し、健康支援課の保健師と協力して、重複・頻回受診、重複服薬の改善指導を行う。

オ ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について、国保のしおりや医療費のお知らせ等に掲載、及び後発薬差額通知の発送等による周知を行い、被保険者の負担軽減、医療費抑制を図る。

なお、ジェネリック医薬品の使用割合は、政府目標である目標値 80%に達している。

（４）保健事業への取り組みについて

被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導を活用し、被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組む。

① 保健事業に係る計画

「第３期 データヘルス計画」及び「第４期 特定健康診査等実施計画」に示された目標の達成に向けて保健事業を実施するとともに、中間報告に向けて、医療や健診

(案)

データの分析等を行い、より実効性のある計画の遂行に取り組む。

② 特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導の目的は、生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者や予備群に生活習慣の改善を指導するものである。

特定健診は、国(厚生労働省)の目標値である実施率 60%以上を目指す。

特定保健指導については、特に実施率が低いため、初回面談の分割実施を継続し、実施率の向上を目指す。

③ 特定健診未受診者対策

健診データ等を分析・活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで、特定健康診査受診率の向上を図る。

受診勧奨は連合会に一部委託し、節目歳・中断者に対して実施する。

④ 特定保健指導未実施者対策

2025 年度より連合会に委託し、健診データ等を分析・活用した特定保健指導未実施者に向けた勧奨ちらしを作成し、送付することで、特定保健指導実施率の向上を図る。

⑤ 若年層に対する保健事業

25 歳から 39 歳を対象とした人間ドックを実施し、疾病の早期発見、早期治療をすることにより、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の抑制に努める。

20 歳から 29 歳を対象とした自己採血検査を実施し、健康意識の向上を図る。

⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症による透析導入を遅らせる取り組みとして、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者（人工透析導入前段階の者）に対して、対象者へ個別に応じた栄養指導や医療機関等と連携した保健指導を実施する。

6 その他

(1) 赤字削減・解消

本市は、2020 年度の赤字解消後も収支を可能な限り改善するよう歳入の確保と歳出の抑制に努めてきたが、2021 年度から愛知県からの通知を受け、市独自で実施していた被保険者の年齢等による保険税の一律減免分を「決算補填目的の法定外繰入金」に計上したため、市町村赤字削減・解消計画を策定することとなった。

2023 年度から独自減免(一律分)を廃止し、2028 年度の赤字解消を目標に、保険税率(所得割率・平等割額・均等割額)を段階的に変更し、対応していく。

(2) 組織体制の強化

国保事業の円滑な運営を図るため、現状を把握・分析し、迅速で効果的な対策を講じることのできる組織体制の強化に取り組む。

① 関係団体との連携体制強化

今後も、国の動向を注視し、愛知県、連合会、一宮市医師会等の関係団体等との協議、連携を図る。

納税課、健康支援課、保健総務課等の庁内関係課においては、保険年金課との連携を密にし、効果的な事業運営が図られるよう、協力体制等、組織体制の強化に努める。

② 人材育成の推進

職員の資質、能力の向上を図るため、国や愛知県、連合会などが開催する研修会及び講習会、事務説明会等に積極的に参加する。また、職員間の連携を強化し、相互に抱える業務に対し、情報を共有する。

③ 広報活動

ア 国保のしおり・国保だより

国保制度の改正点、適正受診、国保資格得喪届出の勧奨、一部負担金の免除及び徴収猶予、ジェネリック医薬品利用促進、柔道整復療養費関係、特定健診受診勧奨、医療費分析や一宮市国保の財政状況などの情報を掲載して、配布する。

イ 広報一宮（保健所だより含む）

年間掲載予定を基に、国保に関する制度の周知及びお知らせを行う。

ウ 一宮市公式ウェブサイト

内容を充実させるとともに、その特性(速報性など)を生かした情報提供を行う。

(案)

一宮市国民健康保険事業計画

2025 年 3 月

発行：一宮市 市民健康部 保険年金課
〒491-8501

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

Tel : 0586-28-8669

E-mail : honen@city.ichinomiya.lg.jp